平成 30 年 12 月 27 日 (木曜日)

外

(第 93 号)

目

規 則

○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正 する規則 (人 事 課)

公安委員会

○石川県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

人事委員会

次

- ○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部 を改正する規則
- ○人事委員会が知事と協議して定める宿日直手当の額の 一部改正

21

18

規 則

6

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十年十二月二十七日

> 石川県知事 谷 H H删

石川県規則第四十三号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十五年石川県規則第五十九号)の一部を汝のように改正する。 別表第一を炊のように改める。

別表第1 (第3条関係)

給

料

表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	130, 700	182, 300	204, 100	250, 700	279, 900
	2	131, 600	183, 800	205, 300	251, 900	281, 800
	3	132, 600	185, 300	206, 700	253, 000	283, 600
	4	133, 500	186, 700	208, 000	254, 200	285, 400
	_	104 500	100 100	000 000	055 100	007.000
	5	134, 500	188, 100	209, 300	255, 100	287, 200
	6	135, 500	189, 600	210, 700	256, 400	289, 000
	7	136, 500	191,000	212, 100	257, 500	290, 700
	8	137, 500	192, 300	213, 500	258, 700	292, 500
	9	138, 300	193, 700	214, 800	259, 800	294, 000
	10	139, 300	194, 700	216, 400	260, 700	295, 800
	11	140, 300	196,000	218, 000	261, 900	297, 500
	12	141, 400	197, 100	219, 400	263, 100	299, 300
	13	142, 200	198, 300	220, 600	264, 100	300, 700
	14	143, 200	199, 400	222, 100	265, 200	302, 400
	15	144, 200	200, 500	223, 600	266, 200	304, 000

2	平成 30 年 12 月 27 日 ((木曜日)	石ノ	県	公	報		号 外	
Ī	16	1.45.200		01,600	ĵ	224, 900	267, 200	305, 500	ĺ
	10	145, 200	2	31, 000		224, 900	201, 200	305, 500	
	17	146, 400	2	02,600		225, 800	268, 200	307, 000	
	18	147, 600	2	03, 700		226, 500	269, 400	308, 600	
	19	148, 800	2	04, 700		227, 400	270, 500	310, 200	
	20	150, 000	2	05, 700		228, 400	271, 400	311, 900	
	21	151, 100	2	06,600		229, 300	272, 500	312, 900	
	22	152, 300	2	07, 700		230, 900	273, 600	314, 400	
	23	153, 500	2	08,800		232, 200	274, 700	315, 800	
	24	154, 700	2	09,800		233, 300	275, 700	317, 300	
	25	155, 900	2	10,700		234, 700	276, 500	318, 400	
	26	157, 400	2	11,600		236,000	277, 600	319, 900	
	27	158, 900	2	12, 300		237, 300	278, 700	321, 300	
	28	160, 400	2	13, 200		238,600	279, 800	322, 700	
	29	161, 800		14, 100		239, 500	280, 700	324, 300	
	30	163, 300		15, 300		240, 700	281, 800	325, 500	
	31	164, 800		16, 300		242,000	282, 800	326, 800	
	32	166, 300	2	17, 200		243, 200	283, 800	328, 000	
		105.000		4.5.000		0.1.1.000	204 500	200 100	
	33	167, 800		17, 800		244, 300	284, 500	329, 100	
	34	169, 600		19, 000		245, 600	285, 400	330, 000	
	35 36	171, 400		20, 100 21, 300		246, 700	286, 300	331, 100	
	36	173, 200	۷.	21, 300		247, 900	287, 400	332, 200	
	37	175, 000	2	21, 900		249, 200	288, 000	333, 300	
	38	176, 700		23, 100		250, 300	288, 900	334, 400	
	39	178, 400		24, 300		251,600	289, 800	335, 400	
	40	180, 100		25, 400		252, 900	290, 700	336, 400	
								,	
	41	181, 700	2.	26, 300		253, 900	291, 300	337, 400	
	42	183, 100	2.	27, 500		255, 200	292, 300	338, 400	
	43	184, 400	2.	28, 500		256, 300	293, 300	339, 400	
	44	185, 800	2.	29,600		257,600	294, 200	340, 400	
	45	187, 300	2	30,800		258, 400	294, 900	341, 300	
	46	188, 700	2	31,800		259, 500	295, 800	342, 300	
	47	190, 100	2	32, 900		260,700	296, 700	343, 300	
	48	191, 500	2	33, 900		261, 700	297, 600	344, 300	
	49	192, 800		34, 900		262, 900	298, 300	345, 200	
	50	193, 900		36, 000		264, 100	298, 900	346, 100	
	51	195, 000		37, 100		265, 300	299, 600	347, 000	
	52	196, 200	2	38, 200		266, 200	300, 400	347, 800	
							I.		

平成 30 年 12 月 27 日 (木曜日)	石	Ш	県	公	報		号	外
-------------------------	---	---	---	---	---	--	---	---

	53	197, 300	239, 300	267, 100	301, 000	348, 600
	54	198, 400	240, 300	268, 200	301, 800	349, 400
	55	199, 300	241, 200	269, 400	302, 500	350, 200
	56	200, 400	242,000	270, 600	303, 200	350, 900
		SS-80 SM 55 5 5	50 5000 7 5 60 5		× 2 00 % 00 0 0	
	57	201, 500	242, 900	271, 400	303, 900	351, 600
	58	202, 500	243, 900	272, 500	304, 600	352, 400
	59	203, 500	244, 900	273, 600	305, 400	353, 300
	60	204, 500	245, 800	274, 600	306, 100	354, 000
	61	205, 600	246,600	275, 600	306, 700	354, 700
	62	206, 500	247, 500	276, 700	307, 400	355, 400
	63	207, 400	248, 400	277, 500	308, 100	356, 100
	64	208, 300	249, 300	278, 600	308, 800	356, 800
	65	209, 000	250, 100	279, 400	309, 300	357, 400
	66	209, 800	250, 900	280, 200	309, 800	357, 900
	67	210, 500	251, 700	281,000	310, 400	358, 400
再任	68	211, 300	252, 400	281, 800	311, 100	358, 900
用職						
員以	69	211, 700	253, 100	282, 400	311, 700	359, 300
外の	70	212, 300	253, 700	283, 200	312, 100	359, 800
職員	71	212, 600	254, 100	284, 000	312, 600	360, 300
	72	213, 100	254, 500	284, 700	313, 100	360, 800
	73	213, 300	254, 700	285, 500	313, 400	361, 200
	74	213, 900	255, 100	286, 200	313, 900	361, 700
	75	214, 400	255, 600	287,000	314, 400	362, 200
	76	215, 100	256, 100	287, 800	314, 800	362, 700
	77	215, 300	256, 400	288, 400	315, 000	363, 100
	78	216, 000	256, 800	288, 900	315, 300	363, 600
	79	216, 500	257, 300	289, 400	315, 600	364, 100
	80	217, 100	257, 800	289, 800	315, 900	364, 600
	81	217, 800	258, 100	290, 200	316, 200	365, 000
	82	218, 200	258, 400	290, 600	316, 500	365, 500
	83	218, 800	258, 700	291, 100	316, 800	366, 000
	84	219, 500	259,000	291,600	317, 100	366, 500
	85	220, 100	259, 200	292, 000	317, 300	366, 900
	86	220, 600	259, 400	292, 600	317, 700	367, 400
	87	221, 100	259, 700	293, 200	318, 000	367, 900
	88	221, 800	260, 000	293, 800	318, 200	368, 400
	89	222, 300	260, 200	294, 100	318, 400	368, 800
	90	222, 900	260, 400	294, 600	318, 700	369, 300

|--|--|

号

外

4	平成 30 年 12 月 27 日(/NE 日 /	П	/기 /木	 ŦIX		万 外
	91	223, 500	ĺ	260, 800	295, 100	319,000	369, 800
	92	224, 000		261, 000	295, 500	319, 300	370, 300
	92	224,000		201,000	490, 000	313, 300	370, 300
	93	224, 400		261, 300	295, 900	319, 500	370, 700
	94	224, 900		261, 700	296, 400	319, 800	
	95	225, 400		262,000	296, 900	320, 100	
	96	225, 900		262, 300	297, 400	320, 300	
	97	226, 200		262, 500	297, 700	320, 500	
	98	226, 700		262, 800	298, 100	320, 800	
	99	227, 200		263, 000	298,600	321, 100	
	100	227, 700		263, 300	299, 100	321, 300	
	101	228, 100		263, 600	299, 500	321, 500	
	102	228, 600		263, 800	299, 900	321, 800	
	103	229, 200		264, 100	300, 200	322, 100	
	104	229, 900		264, 400	300, 500	322, 300	
					0.05		
	105	230, 300		264, 600	300, 800	322, 500	
	106	230, 800		264, 800	301, 200		
	107	231, 100		265, 100	301,600		
	108	231, 500		265, 300	302,000		
	100	991 700		265 600	202 200		
	109	231, 700		265, 600	302, 300		
	110 111	232, 100 232, 600		265, 900 266, 200	302, 700 303, 100		
	112	232, 000		266, 400	303, 400		
	112	255, 000		200, 400	303, 400		
	113	233, 200		266, 600	303,600		
	114	233, 700		266, 900	303, 900		
	115	234, 200		267, 100	304, 200		
	116	234, 700		267, 300	304, 400		
					5		
	117	235, 000		267,600	304,600		
	118	235, 400		267, 900	304, 900		
	119	235, 800		268, 200	305, 200		
	120	236, 200		268, 500	305, 400		
	121	236, 600		268, 700	305,600		
	122			268, 900	305, 900		
	123			269, 200	306, 200		
	124			269, 500	306, 400		
	125			269, 700	306, 600		
	126			269, 900	306, 900		
	127			270, 200	307, 200		
	128			270, 500	307, 400		
1							

	24 1 1 1 1 1 1 1		H 11 111			- 12
Ī	Ī		ĺ			
	129		270, 700	307, 600		
	130		270, 900	307, 900		
	131		271, 200	308, 200		
	132		271,600	308, 400		
	133		271, 800	308, 600		
	134		272,000			
	135		272, 300			
	136		272, 600			
	4.05		252 222			
田口	137		272, 800			
再任用職		194, 100	205, 200	223, 700	244, 600	275, 400
員						
別表第	23 22 中午3	24 25 26 27	29 29 29 30	30 31 31 32	21 22 22	23 23 24 24
55 26	27 28 29	331 \(\times \)	58 59 59 60	60 61 61 61	61 62 62 62	63 63
2 2				9 9 9	9 9 9	9 9
	, [——	,				
63	李 57 58	59 59	60 60 60	61 61 62 62	62 63 63	69 (2)
	<u> </u>					
99	79	79 89 89	89 89 69	69 69	07 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 7	07 07 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 7
] [
71	65 65	99 99	79 79 79	68 68 68	89 89 69	69 69
	ال الــــــــــــــــــــــــــــــــــ					
		Г				
				Control Control Control	The second secon	
69	02 02	0. 0. N. 8	26 27 27 27 28 28	29 29 29 29 29 29	30 30 31 31	31 31 32
69	0 0 0 0	5 02 N, 8	26 27 27 27 28	29 29 29 29 29 29	30 30 30 31 31	31 31
-	26 70 26 70 27 70	27 27 28 7, 28 82 82 82	28 29 29 27 29 27 30 28		タぞん。 08 08 08 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	31 31 31

室 別

(烟行期日等)

いう。) の規定は、平成三十年四月一日から適用する。1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」と

(凝過推置)

- かかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定に正後の規則の規定による号給が改正前の石川県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)た職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなっ
- σ この規則の施行の目から平成三十一年三月三十一日までの間において、 新たに給料表の適用を受けることとなっ

た職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のう ち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日におけ る号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。 (かの色)
- 5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

安 公 委 員 会

石川県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十年十二月二十七日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第八号

石川県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

石川県暴力団排除条例施行規則(平成二十三年石川県公安委員会規則第四号)の一部を炊のように改正する。 第一条の次に次の一条を加える。

(禁冠河辮)

- 第一条の二 条例第十三条の五第一項第六号に規定する公安委員会規則で定める営業は、次に掲げる行為を伴う営業 に関する情報の提供を行う営業とする。
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売
 - 一人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供
 - 三 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供
 - 第二条を吹のように致める。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

- 第二条 条例第十四条第一項第十一号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - 社会教育調査規則(昭和三十五年文部省合第十一号)第三条第十一号に規定する青少年教育施設
 - || 石川県体育施設条例(昭和三十九年石川県条例第四十六号)第二条第一項の表に掲げる体育施設及び同条第二 頃に規定する兼六園弓道場
 - 三 金沢市体育施設条例(昭和三十四年金沢市条例第二十号)第二条の表に掲げる体育施設
 - 四 七尾市体育施設条例(平成十六年七尾市条例第百八号)第二条の表に掲げる体育施設
 - 五 小松市体育施設条例(昭和五十三年小松市条例第二十四号)第二条の表に掲げる体育施設
 - 六 輪島市体育施設条例(平成二十年輪島市条例第三十二号)第二条の表に掲げる体育施設
 - 七 珠洲市体育施設条例(平成二十六年珠洲市条例第二十五号)第二条の表に掲げる体育施設
 - 八 加賀市体育施設条例(平成十七年加賀市条例第百十七号)別表第一に掲げる体育施設
 - 九 羽咋市体育施設条例(昭和六十一年羽咋市条例第二号)第二条の表に掲げる施設
 - ナーかほく市体育施設条例(平成十六年かほく市条例第九十七号)第二条の表に掲げる施設
 - 十一 白山市体育施設及び有母公園施設条例(平成十七年白山市条例第百八号)第二条第二頃の表に掲げる体育施 設及び有料公園施設
 - 十二 能美市体育施設条例(平成十七年能美市条例第七十五号) 別表第一及び別表第二に掲げる施設
 - 十三 野々市市体育施設条例(平成三年野々市町条例第二号)第二条第一項の表に掲げる体育施設及び同条第二項 の表に掲げる有料公園施設
 - 十四 川北町体育館・武道館設置及び使用に関する条例(昭和四十九年川北町条例第十二号)第二条に規定する体 有語
 - 十五 川北町多目的屋内運動場設置及び使用に関する条例(平成五年川北町条例第二十一号)第二条に規定する川 北町多目的屋内運動場
 - 十六 津幡町体育施設条例(昭和六十二年津幡町条例第十八号)別表第一に掲げる体育施設
 - ナ七 内難町体育施設条例(昭和五十一年内灘町条例第十四号)第二条の表に掲げる体育施設

- 十八 志賀町体育施設条例(平成十七年志賀町条例第百五号)第二条の表に掲げる体育施設
- 十九 宝蓮吉水町体育施設条例(平成十七年宝蓮吉水町条例第八十九号)第二条の表に掲げる体育施設
- 二十 中能登町体育施設条例(平成十七年中能登町条例第九十二号)第二条の表に掲げる体育施設
- 二十一 穴水町体育施設条例(平成十七年穴水町条例第二十号)第二条に規定する体育施設
- ニーニ 能登町体育施設条例(平成十七年能登町条例第八十八号)第二条の表に掲げる施設

人条第一項又は第二項」に改める。 第三条の見出しを「(資料提出の要求等の手続)」に改め、同条第一項、第三項及び第四項中「第十八条」を「第十

(立入検査)書」に改め、同条第四項中「説明日時等決定通知書」を「日時等決定通知書」に改め、同条の次に次の一条を加える。第四条第二項中「第十八条」を「第十八条第一項又は第二項」に、「説明日時等変更申出書」を「日時等変更申出

- 的を達することができないときに行うものとする。第四条の二 条例第十八条第二項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によってはその目
- に改める。改め、同条第四項中「意見の聴取日時等決定通知書(別記様式第九号)」を「日時等決定通知書(別記様式第四号)」第八条第二項中「意見の聴取日時等変更申出書(別記様式第八号)」を「日時等変更申出書(別記様式第三号)」に2 条例第十八条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(別記様式第四号の二)のとおりとする。

同条第四項中「別記様式第十一号」を「別記様式第九号」に改める。に改め、同条第三項中「聴取」を「申述」に改め、同条第三項中「別記様式第十号」を「別記様式第八号」に改め、開条第二項中「別記様式第十号」を「別記様式第八号」に改め、第九条第一項中「第十八条」を「第十八条第一項又は第二項」に、「若しくは」を「又は」に、「又は」を「及び」

第十条を第十六条とし、第九条の次に次の六条を加える。

(中止命令の方法)

(弁明の機会の付与)第十条 条例第二十一条の規定による命令は、中止命令書(別記様式第十号)により行うものとする。

- り行うものとする。第三十二子。以下「手続条例」という。)第二十八条の規定による通知は、弁明通知書(別記様式第十一号)によ第三十三号。以下「手続条例」という。)第二十八条の規定による通知は、弁明通知書(別記様式第十一号)によ第十一条 条例第二十一条の規定による命令を行おうとする場合における石川県行政手続条例(平成七年石川県条例
- 案についての意見を記載しなければならない。3 手続条例第二十七条第一項の規定による弁明書には、提出をする者の氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事
- (口頭による弁明) は手続条例第二十八条の日時に弁明者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。3 公安委員会は、手続条例第二十八条の提出期限までに手続条例第二十七条第一項の弁明書が提出されない場合又
- する。第十二条 公安委員会は、弁明を口頭ですることを認めたときは、その指名する警察職員に弁明を録取させるものと
- したものとみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)に対し説明しなければならない。よる通知を受けた者(同条例第二十九条において準用する同条例第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達る不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者(手続条例第二十八条の規定に2 前項の規定により弁明を録取する者(以下「弁明録取者」という。)は、弁明の日時の冒頭において、予定され
- い。3 弁明録取者は、弁明者が口頭による弁明をしたときは、弁明調書(別記様式第十二号)を作成しなければならな
- (弁明に当たっての証拠書類等の提出等) 4 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、前項の弁明調書を公安委員会に提出しなければならない。
- (別記様式第十三号)を作成しなければならない。第十三条 公安委員会は、手続条例第二十七条第二項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録
- 2 前条第三項の弁明調書には、前項の提出物目録を添付しなければならない。
- 者に交付しなければならない。
 3 公安委員会は、第一項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した
- ならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書(別記様式第十四号)と引換えに行わなければ4 公安委員会は、提出を受けた証拠書類等が必要なくなったときは、速やかにこれを提出した者に返還しなければ

ならない。

(弁明の日時等の変更)

- 第十四条 弁明者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書(別記様式 第三号)により口頭による弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 2 公安委員会は、前頃の規定による申出又は職権により、口頭による弁明の日時又は場所を変更することができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定により口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第一項の規定によ る申出を受けた場合で口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を日時等決 定通知書(別記様式第四号)により弁明者に通知しなければならない。

(弁明の機会の付与における代理人の選任等)

- 第十五条 手続条例第二十九条において準用する同条例第十六条第三項の規定による代理人の資格の証明は、代理人 選任届出書(別記様式第八号)により行うものとする。
- 2 手続条例第二十九条において準用する同条例第十六条第四項の規定による届出は、代理人資格喪失届出書(別記 様式第九号)により行うものとする。

空門森八部一中(板) 中(散18巻) や(歳18巻第1 道工は第5項」 におる、 回森八(域) 中

1 正当な理由がなくて説明又は資料の提出を拒んだときは、石川県暴力団排除条例第20条第1項の規定 により、石川県公安委員会は、その旨を公表することがあります。

1 石川県暴力団排除条例第18条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、正当な理 由がなくて説明又は資料の提出を拒んだときは、同条例第20条第1項の規定により、石川県公安委員会 は、その旨を公表することがあります。

また、石川県暴力団排除条例第18条第2項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、あ なたが説明をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出したと きは、同条例第23条第2項の規定により、20万円以下の罰金に処せられることがあるほか、資料提出の 要求等の目的を達することができないときは、立入検査を実施することがあります。

「説明日時等変更申出書」や「日時等変更申出書」とおるや。

忌品獎 イ 銀川 中 日 「 関係 」 や 「 、 第 8 条 、 第 14 条 関係 」 と 、 「 説明 日 時等変更 申 出書 」 や 「 日 時等変更 申 出書」 と 、 「第4条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を」☆「に基づき、日時又は場所の 変更について、次のとおり」と

Sta	説明・資料提出要求書 の番号及び日付	第 号 年 月 日	46
Γ.			
		口頭による説明の聴取(第4条第2項)	
	種別	口頭による意見の聴取(第8条第2項)	
		口頭による弁明 (第14条第1項)	に改め、同様式備考中3を4とし、
	要求書又は通知書	第 号	
	の番号及び日付	年 月 日	

2を3とし、1を8とし、同様式備考に1として次のように加える。

1 □印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。

「第4条第4項の規定により」や「に基づき、日時又は場所の変更について」と、

説明·資料提出要求書	第		号	ىد
の番号及び日付	年	月	日	1

十成 30 午 12 月 21 日 (不睡	12	/기 /자		+IX		7	۲ :
[c =							
·	□ □頭による説明	明の聴取 ((第4条第	(4項)			
種別	□ □頭による意	見の聴取((第8条第	(4項)			
	□ □頭による弁明	明(第14条	第3項)		に 以る、 し し 直 に	こよる説明の	」を習
要求書又は通知書	第		号				
の番号及び日付	年	月	日				
9°°					.7		
	1 412 17 11 - 11 - 0						
別記様式第四号の次に次の							
別記様式第4号の2(第49	002 舆馀)	(-:)					
		(表)					
					第	号	1
					NA	,	
	身分	証	明	書			
	官	職					
写 真		7194					
	氏	名					
		74					-10
							54. 0
N-							
上記の者は、石川県	暴力団排除条例第18	条第2項の	規定によ	る立入検	食査に従事する警察職	銭員である	
ことを証明する。							
Į.	п п						
年	月 日			7		A [m]	
				石	川県公安委員	会 凹	
-		— 85.6 -					
						118	
		(裏)					

.

石川県暴力団排除条例(抜粋)

(資料提出の要求等)

第18条 (略)

- 2 公安委員会は、第14条第2項の規定に違反する行為があった疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (第10章 罰則)

第23条 (略)

2 第18条第2項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しく は資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入り 若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

3 (略)

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

10	平成 30 年 12 月 27 日 (木曜		5 外
		※ ※ おまれまれる。 これが、 こ	
[種別	□ 説明又は資料の提出]
	説明・資料提出要求書	□ 意見の聴取	
	又は意見の聴取通知書	第 号 日	
	の番号及び日付		
		□ 説明又は資料の提出(第9条第3項)	
	種別	□ 意見の申述(第9条第3項) □ 弁明(第15条第1項)	し と、「当事者等」や「届出人」とお
	要求書又は通知書	7.2-	
2	の番号及び日付同様式≪<平		
		系」や「、第15条関係」以′「その」や「下記種)	別に関する代理人の」 以′「第9条第4項
のŧ 「ı	現定により」��「に基づき 「	1	7 1
	種別	□ 説明又は資料の提出 □ 意見の聴取	
	説明・資料提出要求書	第 号	140
	又は意見の聴取通知書の番号及び日付	年 月 日	
r _l		□ 説明又は資料の提出(第9条第4項)]
	種別	□ 意見の申述 (第9条第4項)	
	要求書又は通知書	□ 弁明 (第15条第 2 項) 第 号	- に改め、同様式を別記様式第九号と
	の番号及び日付	年 月 日	
'د	同様式の次に次の五様式	大を加える。	

平成 30 年 12 月 27	7日(木曜日)	石	Ш	県	公	報		号	外
別記様式第10号(第	10条関係)								
				(表)					
							第		号
			el :	^	^	-11-	214		.5
		中	址	命	令	書		_	
							年	月	日
	殿								
							石川県公	安委員会	印
	本(国)籍								
	住 所								
命令を	氏 名								
受ける者	生年月日					年	月 日		
	命令に係る暴力国 事務所の所在地								
	し、石川県暴力団掛	非除条例	(平成2	23年石	川県条	例第20号	・)第21条の規定に	こより、下記	しのとお
り命令します。									
				記					
命令の									
内容									
命令をする									
理由									

審査請求及び取消訴訟の教示は、裏面のとおりです。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

号

平成 30 年 12 月 27 日 (木曜日)

(裏)

審査請求及び取消訴訟の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石 川県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌 日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をす ることができなくなります。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川 県を被告として提起することができます。この場合において、石川県を代表する者は石川県公安委員会と なります(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分 の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。
- 3 1の審査請求をした場合におけるこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、この裁決 があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経 過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第11号(第11条関係)

(表)

第 号

弁 明 通 知 書

年 月 日

殿

石川県公安委員会 回

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る石川県行政手続条例(平成7年石川県条例第33号)第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を、下記のとおり行いますので、同条例第28条の規定により通知します。

記

弁明の件名	
予定される不利益 処分の内容	
不利益処分の根拠 となる条例の条項	
不利益処分の 原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日まで
摘 要	

弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

- 備考1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、摘要欄にその旨並びに日時及び場所を記載すること。
 - 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

14

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。

なお、口頭による弁明の機会を付与されているときは、弁明書の提出は必要ありません。

- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに弁明書の提出がないとき(口頭による弁明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき)は、石川県公安委員会は、弁明がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、 石川県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができま す。
- 5 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の氏名、住所及 び当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出 書を石川県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明の期日に出頭する場合には、この弁明通知書を持参してください。

					弁	明	調	書				
										年	月	日
								職	名			
								氏	名			
弁	明	0	件	名								
弁	明	D	日	時								
弁	明	0	場	所								
		住所										
弁	明	Ø	要	N田								
	のる	也 参		٤								

- 備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

				提	出	物	目	録			
弁	明の作	‡名									
提出	住	所									
者	氏	名									
	出を受け										
				目				録			
耆	译 号			標			目		数	量	摘要
取	扱	者	職名			氏	名				(II)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

23 T 121 S121	07000 2 mm 107 00
別記様式第14号	(第19久門(1)
加引起来到4万	(現10米)(利金)

還 付 請 書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

下記目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

		目	録		
番号	標	!	1	数量	摘要
取扱	者職名	氏。	ž		

備考1 目録欄は、取扱者が記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

室 三

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

委 人 事 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十年十二月二十七日

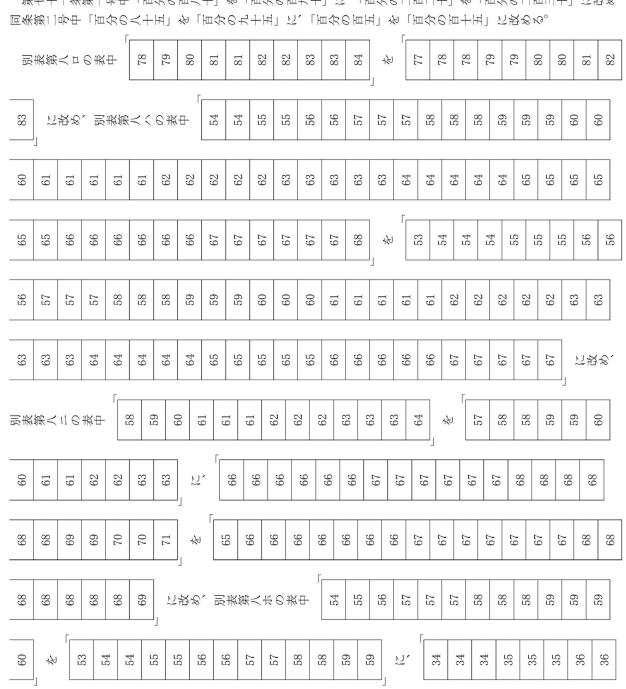
石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第九号

平成 30 年 12 月 27 日 (木曜日)

- 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則
- (一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)
- 第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のよ うに改正する。

第七十一条第一号中「百分の百八十」を「百分の百九十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百三十」に改め、



	1.723	v. (2) 00	-7472	2800 8	1 - 14-1	1.5						714		•	1 100						45		5.1	.500
T																			T					
36	37	37	37	38	38	38	39	39	39	40	40	40	40	40	41	41	41	41	41	42	42	42	42	42
2																								
43	43	43	43	₩	c	00	54	94	9.4	94 F	ςς Γ.	35	CC L	30	30	36	36	37	37	37	38	38	38	39
39	39	39	40	40	40	40	41	41	41	41	41	42	42	42	42	42	774	以め、	別業	第八	(6	表由	F	59
-															_		ا							
59	59	30	30	30	31	31	31	32	32	32	33	33	33	46		87 78	29	29	29	30	30	30	30	31
	2	က	က	က	က	က	က	က	က	က	က	က	က			N	7 0	2	2	(n)	က	m m		က
8					ĺ						Г								Ī					
31	31	31	32	32	Ñ	改め	別	表第	\prec \prec	の表	+	46	46	47	47	48	48	49	49	45	46	46	46	47
					']			Г										<u> </u>						
47	47	N	改め	河、	表第	人子	の表	₩.	78	62	80	81	81	81	81	82	82	88	78 82	83	83	833	83	84
0		J																						
	4	4	10	10	10	10	ĵ.	3	3	ĵ.] ,			- C					
84	84	84	85	85	85	85	98	98	98	98	87	87	87	87	88	1 4%	77	78	78	79	79	80	80	81
81	81	81	82	82	82	82	83	83	83	83	84	84	84	84	85	85	85	98	98	80	7.8	82	87	に改
e 																								

るる。

別表第十二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第12(第53条の6関係)

初 任 給 調 整 手 当 額 表

職員の区分		1	項 職	員		2項職員	3項職員
期間の区分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	2 只概貝	J 快概貝
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50, 800	30, 400
1年以上2年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50, 800	30, 400
2年以上3年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50, 800	30, 400
3年以上4年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50, 800	30, 400
4年以上5年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50, 800	30, 400
5年以上6年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50, 800	28, 400
6年以上7年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	49,000	26, 400
7年以上8年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	47, 200	24, 300
8年以上9年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	45, 400	22, 300
9年以上10年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	43, 600	20, 300
10年以上11年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	41,800	17,300
11年以上12年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	40,000	14, 200
12年以上13年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	38, 200	11,200
13年以上14年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	36, 400	8, 200
14年以上15年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	35, 000	5, 200
15年以上16年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	33, 600	

号	外
7	/

16年以上17年未満	410, 400	364, 800	305, 300	248, 600	183, 100	32, 200	
17年以上18年未満	406,000	360, 800	302,000	246, 000	181, 500	30, 800	
18年以上19年未満	401,600	356, 800	298, 700	243, 400	179, 900	29, 400	
19年以上20年未満	397, 200	352, 800	295, 400	240, 800	178, 300	28, 000	
20年以上21年未満	392, 800	348, 800	292, 100	238, 200	176, 700	26, 600	
21年以上22年未満	373, 400	331, 900	278, 300	226, 200	167, 500	26, 000	
22年以上23年未満	353, 600	314, 700	264, 300	214, 300	157, 700	25, 400	
23年以上24年未満	334, 300	298,000	250, 800	202, 300	148, 600	24, 400	
24年以上25年未満	314, 900	281, 100	236, 900	190, 500	138, 900	23, 800	
25年以上26年未満	295, 400	264, 200	223, 200	178, 700	129, 700	23, 200	
26年以上27年未満	272, 700	243, 400	205, 600	164, 300	118, 700	22, 600	
27年以上28年未満	250, 500	223, 000	188, 500	150, 000	108, 300	22,000	
28年以上29年未満	228, 100	202,600	171, 200	135, 700	98, 000	21, 200	
29年以上30年未満	205, 300	181,800	153, 600	121, 400	87, 000	20, 900	
30年以上31年未満	180, 500	159, 900	135, 600	106, 400	76, 400	20, 500	
31年以上32年未満	155, 600	138, 000	117, 300	91,600	65, 300	19, 900	
32年以上33年未満	131,000	116, 300	99, 400	76, 400	54, 900	19,000	
33年以上34年未満	92, 900	84, 400	73, 400	57, 300	40, 700	18, 100	
34年以上35年未満	57,600	54,600	49, 100	38, 900	27, 500	17, 400	

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

第五十三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第五十七条の十一を次のように改める。

を乗じて得た額とする。養手当の月額の合計額に、別表第十七の級別等区分の欄に掲げる学校の級別等区分に応じ、次に定める支給割合第五十七条の十一条例第十一条の四第二項に規定する人事委員会規則で定めるへき地手当の月額は、給料及び扶

玉級 百分の二十五

四級 百分の二十

三級百分の十六

二級 百分の十二

一級百分の八

準へき地 百分の四

策五十七条の十二の二を削る。

第五十七条の十三第二項を次のように改める。

算して五年に達するまでの間は百分の四、同日から起算して五年に達した後は百分の二を乗じて得た額とする。2 前項の規定によるへき地手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起

第七十条第二項第六号中「第五十三条第五項第二号」を「第五十三条第四項第二号」に改める。

改め、同条第二号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改める。第七十一条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十五」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十五」に

第七十六条の四第三号中「第五十三条第五項各号」を「第五十三条第四項各号」に改める。

第七十六条の九中「第五十三条第五項第二号」を「第五十三条第四項第二号」に改める。

附則第十三項から第十五項までを削る。

頃を第十四頃とし、第十八頃から第二十頃までを三頃ずつ繰り上げる。関する条例等の一部を改正する条例附則第六項から第八項までの規定が適用される間の読替え)」を付し、第十七附則中第十六項の前の見出しを削り、同項を第十三項とし、同項の前に見出しとして「(一般職の職員の給与に

認定等の事由・給料表及び級

に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

る。第三条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十一年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正す

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第一号)の一部を次のように改正する。第四条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年石川県人事委員会規則

第三条第三項を炊のように改める。

うち同号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定める勤務成績が良好な職員であるものとする。の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)第七十一条第一号に掲げる職員の定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。) を昇給するものとし、一般職の職員三十二年石川県条例第三十号)第四条第六項の規定により標準号給数(同条第七項に規定する人事委員会規則で3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、一般の派遣職員が、一般職の職員の給与に関する条例(昭和

圣 三

(桶行財日等)

- する。1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、平成三十一年四月一日から施行
- 定を除く。)による改正後の給与規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(以下「給与規則」という。)第七十一条の改正規
- 十二月一日から適用する。3 第一条の規定による改正後の給与規則(以下「改正後の給与規則」という。)第七十一条の規定は、平成三十年3

(凝過推圖)

- 定にかかわらず、改正前の給与規則の規定による号給とするものとする。の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の給与規則の規正後の給与規則の規定による予給が第一条の規定による改正前の給与規則(以下「改正前の給与規則」という。)た職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改は、平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなっ
- 例によることができる。 職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受けるた職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個5 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなっ

石川県人事委員会告示第3号

人事委員会が知事と協議して定める宿日直手当の額(昭和57年石川県人事委員会告示第1号)の一部を次のように 改正し、公表の日から施行する。ただし、この告示による改正後の人事委員会が知事と協議して定める宿日直手当の 額の規定は、平成30年4月1日から適用する。

平成30年12月27日

石川県人事委員会

第1号中「4,200円」を「4,400円」に改め、第2号中「5,100円」を「5,300円」に改め、第3号中「5,900円」を「6,100円」に改め、第4号中「7,200円」を「7,400円」に改め、第5号中「20,000円」を「21,000円」に改める。

号

外

(1箇月2,350円送料とも)

22

平成 30 年 12 月 27 日 (木曜日)